

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則における別表（第8条関係）に規定する「知事が別に定めるところ」について

令和元年11月8日  
鳥取県知事

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別表（第8条関係）に規定する「知事が別に定めるところ」については、下記のとおりとする。

記

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）第1の2に定めるところによる。